平成２９年（フ）第１９２６号
福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂３丁目23番４号
破産者　里山　倫子
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９５６号
福岡市早良区早良６丁目11番30号
破産者　原野　幸雄
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１２１号
福岡県宗像市くりえいと１丁目７番２―402号
破産者　的場友里江（旧姓重住）
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１９１号
住民票上の住所　佐賀県唐津市鏡2713番地12
破産者　増本　繁紀（旧姓岩本）
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２４５号
福岡市東区土井４丁目29番15号
破産者　田嶌　信史
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２６３号
福岡市城南区茶山１丁目５番４―202号
破産者　木房　正人
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２８１号
福岡県糸島市篠原西２丁目１番１―103号
破産者　尾崎すみえ
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３２１号
静岡県沼津市原町中３丁目１番地の15
破産者　飯田　浩章
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１８２０号
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈235番地　シティベール六番館　Ｃ104号、前住所福岡県嘉穂郡桂川町大字土師2354番地12
破産者　中園　雅宏
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２２２号
福岡県大野城市上大利３丁目10番15号
破産者　伊藤　杏
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６号
長野県大町市大町4365番地
破産者　後藤　吉伸
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第３５９号
福岡県大野城市平野台２丁目２番８号
破産者　吉川建設こと　吉川　勝也
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１１号
福岡県久留米市青峰３丁目４番３―38号
破産者　権藤　浩
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２４２６号
札幌市清田区美しが丘３条６丁目１番４―802号
破産者　寺島　一樹
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４４４号
仙台市青葉区小松島２丁目15番17号　コーポラスアベ201
破産者　小野　愛子
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９１８号
仙台市太白区大塒町14番３号
破産者　小野寺由美
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第６２号
宮城県塩竈市佐浦町２番19号　西塩釜レジデンス62号
破産者　近藤　正春
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第７６号
宮城県多賀城市桜木２丁目８番51号　リオンリゾートⅠ202、従前の住所宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山１丁目８番95号
破産者　北村　秀己
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第９３号
仙台市青葉区小松島２丁目12番21号
破産者　佐藤　利行
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係